

野田市告示第 4 8 号

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成 2 1 年野田市条例第 2 5 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項第 2 号及び野田市公契約条例施行規則（平成 2 1 年野田市規則第 4 5 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 号ア及びイに規定する市長が公契約の種類ごとに定める令和 7 年度の 1 時間当たりの賃金等の最低額は、表 1 のとおりとする。

条例第 6 条第 1 項第 2 号及び規則第 4 条第 1 号ウに規定する市長が適用労働者の職種ごとに定める令和 7 年度の 1 時間当たりの賃金等の最低額は、表 2 のとおりとする。

表 1

公契約条例が適用される公契約の種類	最低額
施設の設定備又は機器の運転又は管理に関する契約	1, 8 2 0 円
施設の設定備又は機器の保守点検に関する契約	1, 8 2 0 円
施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約	1, 1 4 3 円
施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第 2 条第 5 項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）	1, 3 5 0 円

表 2

適用労働者の職種	最低額
施設の包括管理	1,820円
施設の電話交換、受付及び案内	1,170円
事務員補助	1,143円
プラント保安要員	1,820円
中央操作員	1,820円
重機オペレータ	1,820円
計量業務員	1,143円
プラットフォーム作業員	1,350円
手選別作業員	1,151円
手選別作業員（障がい者等）	最低賃金法に基づいて定められる千葉県の地域別最低賃金額
清掃作業員	1,143円
除草作業員	1,143円
給食調理員	1,143円
給食配膳員	1,143円
給食配送員（運搬員）	1,170円
給食設備管理員	1,820円
栄養士	1,237円

令和 7 年 3 月 2 6 日

野 田 市 長 鈴 木 有